

ヲ爲シ賃同討論等アリタルカ爲業通万場一致承認
スルコトニ決定セリ

内務移 望月源治 加藤十 八名ノ外数名

何シ之簡單ナル核移ニシテ

以上ニテ開会ヲ宣シ調印代 先ノ選定ヲ認リ最高幹部
一任トナリ加藤十 石田忠一 八枝美実ノ三名ヲ
選定シ當座調印課ニ於テ覺書ニ記名調印セリ

解決条件 (覺書)

一 會社ハ死亡シタル荒井正明ニ對シテ遺族補助料トシテ

金千五百圓ヲ支給スルコト

二 會社ハ曩ニ發表シタル三十九名ノ解雇ヲ取消スコト

三 争議団ハ會社ノ營業上事情ニ依ル會社指名ノ十五名

ノ退職者ヲ認メルコト

四 争議団ハ事件發中ノハ志ヲ退職者ト看做スコト

五 會社ハ曩ニ提起シタル告訴ヲ取下クルコト

六 島根組ハ曩ニ發表シタル十一名解雇ヲ取消スコト

會社ハ右ノ内會社指名ノ五名ヲ従前通使用スルコト

島根組ハ残り六名ヲ失職セシメサルコト

島根組ハ右六名ニ對シ健康保険加入ト同シ待遇シナ

スコト 會社ハ島根組ニ對シ下請員工事ヲ典フル事

七 臨時工共一名ハ健康保険ニ加入セシメ會社ハ其責任

ヲ負フコト

八 會社ハ三十一名ヲ島根組ト協議ノ上連ニ本職工タラ

シムルコト